

共通科目

国庫補助事業

## 平成30年度公益財団法人日本スポーツ協会 公認上級指導員養成講習会開催要項

### 1. 目的

地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や事業計画の立案などにおいて、クラブ内指導者の中心的な役割を担うとともに、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて、競技別指導にあたる者を養成する。

### 2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会

### 3. 主管 公益財団法人愛知県体育協会

### 4. カリキュラム

共通科目Ⅰ・Ⅱ（集合講習...14時間、自宅学習...56時間）

※講習及び試験などの免除措置については、別に定める基準による。

### 5. 開催期日・開催場所・日程

- (1) 開催期日：平成30年12月15日（土）、12月16日（日）、12月22日（土）
- (2) 開催場所：愛知県教育会館 第3・4会議室
- (3) 日程：別紙参照

### 6. 受講者

〈受講条件〉

- (1) 受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。
- (2) 地域においてスポーツ活動を実施しているスポーツクラブ等において年齢、競技レベルに応じた指導にあたるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担っている者。またはこれから中心的な役割を担う者。

〈受講者数〉

受講者数は60名程度とする。バドミントン競技としては、10名程度を予定しています。

### 7. 受講申込み

受講希望者は、指導者マイページ (<https://my.japan-sports.or.jp/login>) より申込を行う。※③に注意。

- ① 受講申込書に必要事項を記入の上、愛知県バドミントン協会、指導委員会：担当（藤巻裕昌）へ郵送で申請書（所定様式：申請書）を提出のこと

**郵送・送付先** 〒467-8610 名古屋市瑞穂区汐路町3-40

学校法人越原学園名古屋女子大学短期大学部保育学科 藤巻裕昌 宛

- ② 第1次 締切日 平成30年5月31日 ※申請者へ指導者マイページ等の関係書類を送付します。
- ③ 6月1日～6月29日までに「指導者マイページ」 (<https://my.japan-sports.or.jp/login>) から、各自で申込手続きを行う。なお、共通科目の免除を申請する場合は関係書類を準備。
- ④ 最終手続き完了（締切日） 平成30年6月23日

※専門科目と共通科目のそれぞれが申請されなければ、正式な登録とはなりません。受講料を注視下さい。

### 8. 受講料

共通科目Ⅰ・Ⅱ：15,120円（税込）

共通科目Ⅰ・Ⅱ講習免除者（※1）：11,040円（税込）

共通科目Ⅰ免除者：8,640円（税込）

共通科目Ⅰ免除及び共通科目Ⅱ講習免除者（※2）：7,140円（税込）

※中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状/保健体育専修免許状保有者

（10.講習会試験の免除（2）参照）

※免除・資格審査料については別に定める。

※ 郵便振替口座 00840-9-19438 愛知県バドミントン協会

※ 郵便振替用紙の通信欄に申込書に記載の「公認上級 共通」「申込者名」を記入のこと

## 9. 受講者の決定

都道府県体育・スポーツ協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、都道府県体育・スポーツ協会を通じて本人に通知する。

原則として、他の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

### (1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

### (2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

## 10. 講習会・試験の免除

### (1) 講習会・試験の免除

既存資格及び日本スポーツ協会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。

### (2) 講習会の免除

中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状もしくは保健体育専修免許状保有者は、共通科目Ⅰ・Ⅱの集合講習会を免除とし、自宅学習を行い、検定試験のみを受験する。なお、受講申込時に免許状の写しが必要となる（受講料については8. 受講料参照）。

## 11. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、筆記試験による判定とし、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会において審査する。

(2) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認上級指導員養成講習会修了者」として認める。

## 12. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、日本スポーツ協会公認上級指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6か月前までに、日本スポーツ協会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

(3) 過去に何らかの公認スポーツ指導者資格を取得し現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても上級指導員資格を登録できない場合があるため注意すること。

## 13. その他

本講習会受講に際し取得した個人情報、日本スポーツ協会、各都道府県・スポーツ体育協会、各中央競技団体及び各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係講習会を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

## 14. 問合せ先 ※バドミントン競技に関するお問い合わせは、専門科目同様に藤巻まで問合せ下さい。

担当：大島 連絡先：TEL 052-264-1010 E-mail oshima@aichi-sports.or.jp